

総 行 行 第 1 3 号
国 土 入 企 第 2 7 号
平成 2 6 年 1 月 2 4 日

各都道府県知事 殿
（市町村担当課、契約担当課扱い）
各都道府県議会議長 殿
（議会事務局扱い）
各政令指定都市市長 殿
（契約担当課扱い）
各政令指定都市議会議長 殿
（議会事務局扱い）

総 務 省 自 治 行 政 局 長

国土交通省土地・建設産業局長

予定価格の適正な設定について

予定価格の設定に当たっては、地方公共団体においては財務規則等により、「契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」などとされています。

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 23 年 8 月 9 日閣議決定。以下「適正化指針」という。）においても、「資材等の最新の実勢価格を適正に反映させつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算の徹底に努めるとともに、この適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、予定価格が予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）や財務規則等により取引の実例価格等を考慮して定められるべきものとされていること、公共工事の品質や工事の安全確保に支障を来すとともに、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、これを行わないものとする」とされています。

総務省及び国土交通省としては、各公共工事の発注者に対して、歩切りを厳に慎むよう繰り返し要請してきたところですが（「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成 23 年 8 月 25 日付総行行第 126 号、国土入企第 14 号）、「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」（平成 25 年 3 月 8 日付総行行第 43 号、国土入企第 34 号））、今後の公共工事の円滑な施工確保に向け、特に、直近の資材や人件費の上昇等を踏まえた最新の実勢価格を反映した予定価格の適正な設定、現場の技能労働者への適切な賃金水準の確保等が重要であることから、歩切りは厳に謹んで頂くよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 18 条第 2 項に基づき、再度、要請致します。

なお、法第 17 条に基づき、適正な積算に基づく設計書金額に相当程度の一定率を乗じるなどにより当該金額の一部を控除する歩切りなどの不適切な措置を行っていないかも含め、適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めるなどの対応を行うこととしておりますので、ご留意願います。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（政令指定都市を除く）の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知を宜しくお願いいたします。